

総務委員会資料
[総務部]
令和6年6月26日・27日

《条例案》

第 89 号議案	特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例【人事課】	1
第 90 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【人事課】	3
第 91 号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例【税務課】	4

《一般事件案》

承認第1号議案	専決処分事件の報告及び承認について<関係分>	歳入	【財政課】	5
	《令和5年度島根県一般会計補正予算(第11号)》	歳出(総務部)	【総務課】	6

《予算案》

【6月10日上程分】

第 87 号議案	令和6年度島根県一般会計補正予算(第1号)<関係分>	歳入	【財政課】	8
----------	----------------------------	----	-------	---

【6月25日上程分】

第 99 号議案	令和6年度島根県一般会計補正予算(第2号)<関係分>	歳入	【財政課】	9
----------	----------------------------	----	-------	---

《報告事項》

1.	公立大学法人島根県立大学中期目標(案)【総務課】	10
2.	(公財)島根県育英会・大阪学生会館について【総務課】	22
3.	島根県附属機関の設置状況等について【人事課】	24
4.	島根県産業廃棄物減量税のあり方に係る島根県環境審議会答申について【税務課】	27
5.	第3次島根県県有財産利活用推進計画について【管財課】	32

【第89号議案】

総務委員会資料
令和6年6月26日・27日
総務部人事課

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員等の給料の月額等について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 知事等の給料の月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,240,000円	1,280,000円
副知事	970,000円	1,000,000円
教育長	775,000円	800,000円
常勤の監査委員	650,000円	670,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	775,000円	800,000円
医師である場合	970,000円	1,000,000円

(3) 行政委員会の委員等の報酬額改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員	月額 183,000円	月額 190,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 37,200円	日額 38,300円
	その他の委員	日額 31,000円	日額 31,900円
人事委員会	委員長	月額 222,000円	月額 231,000円
	その他の委員	月額 183,000円	月額 190,000円

非常勤の監査委員	識見を有する者	月額 266,000円	月額 276,000円
	議会の議員	月額 104,000円	月額 108,000円
公安委員会	委員長	月額 222,000円	月額 231,000円
	その他の委員	月額 183,000円	月額 190,000円
労働委員会	会長	月額 222,000円	月額 231,000円
	その他の公益委員	月額 183,000円	月額 190,000円
	労働者委員及び使用者委員	月額 158,000円	月額 164,000円
収用委員会	会長	日額 37,200円	日額 38,300円
	その他の委員	日額 31,000円	日額 31,900円
海区漁業調整委員会	会長	日額 37,200円	日額 38,300円
	その他の委員	日額 31,000円	日額 31,900円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 37,200円	日額 38,300円
	その他の委員	日額 31,000円	日額 31,900円

(4) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	12,800円	13,300円
投票管理者等	10,900円	11,300円

3 施行期日

令和6年8月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

近年の災害の激甚化及び頻発化に対処するため、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

災害応急作業等従事手当の新設

職員が次に掲げる作業に従事したときは、その作業内容に応じて次に定める災害応急作業等従事手当を支給する。

作業内容	手当額（日額）
(1) 豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会規則で定めるものにおいて次に掲げる作業に従事したとき ア 巡回監視 イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	710 円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円) 1,080 円
(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業	1,080 円
(3) 上記(1)又は(2)の作業に相当すると人事委員会が認める作業	1,080 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

※夜間（日没時から日出時まで）に行われた場合は上記額にその 100 分の 50 に相当する額を加算

※人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合は上記額にその 100 分の 100 に相当する額を加算

※災害応急作業等従事手当と原子力災害応急作業従事手当の併給は禁止

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という）及び地域再生法に基づく県税の課税免除等に係る減収補填措置の適用期間が延長されたことに伴い、過疎法及び地域再生法に定める目的の達成に資するため、引き続き県税の課税免除等について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

法律	期間		対象区域	対象設備等	対象税目
	始期	終期			
過疎法	R3. 4. 1	R9. 3. 31 (現行：R6. 3. 31)	過疎地区	製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物販売業等の用に供する設備	事業税 不動産取得税 固定資産税
地域再生法	H27. 10. 2	R8. 3. 31 (現行：R6. 3. 31)	地域再生計画に記載された地方活力向上地域	<p>特定業務施設（本社機能）</p> <p>事務所（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、研究所、研修所） (以下R6. 4. 1～)</p> <p>インサイドセールスや企業の管理業務受託事業等を実施する事務所 (以下R6. 4. 19～)</p> <p>特定業務施設と併せて整備する従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（「特定業務児童福祉施設」（事業税は対象外）</p>	事業税（移転型のみ） 不動産取得税 固定資産税

※過疎法 「過疎地区」とは、過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域をいう。

終期までに製造業等の用に供する設備を取得等することが必要。

※地域再生法 地域再生法には拡充型（地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備）と移転型（東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備）がある。

整備計画認定の日から3年以内に特別償却設備を新設又は増設することが必要。

3 施行期日等

公布の日から施行する。

なお、過疎法に係る措置については、令和6年4月1日以後に製造業等の用に供する設備を取得等した場合に適用し、地域再生法に係る措置については、令和6年4月1日以後に特定業務施設整備計画の認定を受けた場合に適用する。

また、地域再生法の特定業務施設の整備と併せて行う特定業務児童福祉施設に係る規定については、令和6年4月19日から適用する。

令和5年度一般会計補正予算(令和6年3月29日専決処分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R 5 年 度			R4年度	対前年度伸び率 (A)／(B)	主 な 補 正 項 目
	現 計	3/29専決	計 (A)	3/31専決後(B)		
1. 県 税	81,910,639		81,910,639	75,686,439	8.2%	
2. 地方消費税清算金	32,732,082		32,732,082	32,961,727	▲ 0.7%	
3. 地方譲与税	15,065,899		15,065,899	14,823,640	1.6%	
4. 地方特例交付金	374,055		374,055	382,160	▲ 2.1%	
5. 地方交付税 〃(含 臨時財政対策債)	187,768,936 (189,067,756)		187,768,936 (189,067,756)	187,759,648 (191,630,760)	0.0% (▲ 1.3%)	
6. 交通安全対策特別交付金	141,000		141,000	162,000	▲ 13.0%	
7. 分担金及び負担金	2,283,047	▲ 100,710	2,182,337	2,000,833	9.1%	公共事業関係
8. 使用料及び手数料	4,145,889		4,145,889	3,934,154	5.4%	
9. 国庫支出金	93,189,382	▲ 1,264,427	91,924,955	121,685,336	▲ 24.5%	衛生費国庫補助金 ▲422,636 土木費国庫補助金 ▲288,100 農林水産業費国庫補助金 ▲147,070 災害復旧費国庫負担金 ▲135,641 災害復旧費国庫補助金 ▲98,369
10. 財産収入	1,549,038		1,549,038	1,603,731	▲ 3.4%	
11. 寄附金	120,960	10,000	130,960	101,271	29.3%	企業版ふるさと島根寄附金
12. 繰入金	10,790,812		10,790,812	22,563,022	▲ 52.2%	
13. 繰越金	19,975,869		19,975,869	14,231,831	40.4%	
14. 諸収入	8,489,635	▲ 7,378	8,482,257	8,341,151	1.7%	土地改良事業納付金
15. 県債 〃(除 臨時財政対策債)	49,855,820 (48,557,000)	▲ 1,165,600 (▲ 1,165,600)	48,690,220 (47,391,400)	51,025,512 (47,154,400)	▲ 4.6% (0.5%)	事業の精算等に伴う補正
合 計	508,393,063	▲ 2,528,115	505,864,948	537,262,455	▲ 5.8%	

令和5年度島根県一般会計補正予算（第11号）〈関係分〉
〈令和6年3月29日専決処分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,325,993	▲ 4,991	6,321,002
人事課	4,722,648		4,722,648
財政課	85,350,252	259,001	85,609,253
税務課	42,286,790		42,286,790
管財課	6,094,816		6,094,816
営繕課	343,775		343,775
情報システム推進課	2,143,782		2,143,782
総務事務センター	894,686		894,686
合計	148,162,742	254,010	148,416,752

特別会計

(単位：千円)

課名	会計名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	公債管理特別会計	89,262,765		89,262,765
税務課	証紙特別会計	931,832		931,832
総務事務センター	総務事務集中処理特別会計	9,865,749		9,865,749

〔一般会計〕

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案資料2 掲載ページ
					款	項	目	
総務部	148,162,742	254,010	148,416,752	[財源] 国 ▲6,261 県 260,271				
総務課	6,325,993	▲ 4,991	6,321,002	[財源] 国 ▲6,261 県 1,270				
1 私立学校経営健全性確保事業費	1,542,445	▲ 20	1,542,425	事業費の確定見込みに伴う減	10	9	1	47
2 私立学校教育条件維持向上事業費	89,622	▲ 84	89,538	事業費の確定見込みに伴う減	10	9	1	47
3 私立学校就学支援事業費	1,144,955	▲ 4,887	1,140,068	事業費の確定見込みに伴う減	10	9	1	47
人事課	4,722,648	0	4,722,648					
財政課	85,350,252	259,001	85,609,253	[財源] 県 259,001				
1 減債基金積立金	8,817,956	259,001	9,076,957	決算剰余金を活用した基金積立	2	1	7	19
税務課	42,286,790	0	42,286,790					
管財課	6,094,816	0	6,094,816					
営繕課	343,775	0	343,775					
情報システム推進課	2,143,782	0	2,143,782					
総務事務センター	894,686	0	894,686					

令和6年度6月一般会計補正予算(6/10提案分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R6年度		計 (A)	R5年度 6月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	現 計	6月補正				
1. 県 税	78,180,351		78,180,351	73,959,690	5.7%	
2. 地方消費税清算金	32,109,792		32,109,792	33,858,952	▲ 5.2%	
3. 地方譲与税	14,533,000		14,533,000	13,941,000	4.2%	
4. 地方特例交付金	1,757,000		1,757,000	359,000	389.4%	
5. 地方交付税	180,809,212		180,809,212	182,836,901	▲ 1.1%	
〃 (含臨時財政対策債)	(181,403,212)		(181,403,212)	(185,000,901)	(▲ 1.9%)	
6. 交通安全対策特別交付金	170,000		170,000	179,000	▲ 5.0%	
7. 分担金及び負担金	1,758,031		1,758,031	1,689,657	4.0%	
8. 使用料及び手数料	4,142,994		4,142,994	4,151,252	▲ 0.2%	
9. 国庫支出金	75,356,377	263,751	75,620,128	103,319,057	▲ 26.8%	介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業費補助金 6,079 介護保険事業費補助金 149,572 水利施設管理強化事業費補助金 28,100 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 80,000
10. 財産収入	1,635,201		1,635,201	1,628,831	0.4%	
11. 寄附金	73,904		73,904	88,459	▲ 16.5%	
12. 繰入金	12,275,229		12,275,229	12,386,892	▲ 0.9%	
13. 繰越金	4,248,340	104,098	4,352,438	5,983,681	▲ 27.3%	
14. 諸収入	13,230,304	34,022	13,264,326	12,919,793	2.7%	サポート体制構築事業交付金
15. 県債	41,414,200		41,414,200	39,928,400	3.7%	
〃 (除臨時財政対策債)	(40,820,200)		(40,820,200)	(37,764,400)	(8.1%)	
合 計	461,693,935	401,871	462,095,806	487,230,565	▲ 5.2%	

令和6年度6月一般会計補正予算(6/25提案分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R6年度		計 (A)	R5年度 6月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	補正前の額	6月補正				
1. 県 税	78,180,351		78,180,351	73,959,690	5.7%	
2. 地方消費税清算金	32,109,792		32,109,792	33,858,952	▲ 5.2%	
3. 地方譲与税	14,533,000		14,533,000	13,941,000	4.2%	
4. 地方特例交付金	1,757,000		1,757,000	359,000	389.4%	
5. 地方交付税 〃 (含 臨時財政対策債)	180,809,212 (181,403,212)		180,809,212 (181,403,212)	182,836,901 (185,000,901)	▲ 1.1% (▲ 1.9%)	
6. 交通安全対策特別交付金	170,000		170,000	179,000	▲ 5.0%	
7. 分担金及び負担金	1,758,031		1,758,031	1,689,657	4.0%	
8. 使用料及び手数料	4,142,994		4,142,994	4,151,252	▲ 0.2%	
9. 国庫支出金	75,620,128		75,620,128	103,319,057	▲ 26.8%	
10. 財産収入	1,635,201		1,635,201	1,628,831	0.4%	
11. 寄附金	73,904		73,904	88,459	▲ 16.5%	
12. 繰入金	12,275,229		12,275,229	12,386,892	▲ 0.9%	
13. 繰越金	4,352,438	17,530	4,369,968	5,983,681	▲ 27.0%	
14. 諸収入	13,264,326		13,264,326	12,919,793	2.7%	
15. 県 債 〃 (除 臨時財政対策債)	41,414,200 (40,820,200)		41,414,200 (40,820,200)	39,928,400 (37,764,400)	3.7% (8.1%)	
合 計	462,095,806	17,530	462,113,336	487,230,565	▲ 5.2%	

公立大学法人島根県立大学中期目標（案）

I. 公立大学法人島根県立大学の基本的な目標等

大学を取り巻く状況は、DXやグローバル化の進展、SDGsなど、複雑化する社会や国際情勢の影響を強く受け急速に変容している。とりわけ我が国の18歳人口の減少に起因して、教育・研究の質保証、大学の魅力化、特色化といった学生確保の大学間競争が国公立、私立を問わず一層激しくなることが予想される。

加えて、地方の公立大学は、地域に根差した教育・研究機関として、地域の将来を支える人材の育成や地域が抱えている課題への対応など地方創生の重要な役割を担っているほか、豊かな暮らしや風土、地域の文化や歴史を発展、継承していく観点からも重要な役割を期待されている。

設立した地方公共団体が策定する総合戦略を反映しつつ、地域における高等教育、社会人の学び直しなどのリカレント教育の提供や地元企業等が求める人材の育成など、地域社会での知的・文化的な中心拠点となることが求められる。

一方、公立大学法人島根県立大学は、これまでも高い就職率を実現し、地域にとって欠くことのできない人材の育成や、国際的な感覚と見識を併せもって地域社会の継承・発展に寄与する様々な教育研究活動に取り組み、成果を挙げてきたが、若者の県内定着や学生ニーズを反映した教育の質の向上、研究成果の教育や地域への還元などの取組を一層推し進めることが求められている。

大学と地域の関係においては、地域を学修のフィールドとしてのみならず、学生が様々な経験を積み、多様な価値観や考え方に触れ、感性、道徳観、倫理観等を育む場として捉え、広い視野や豊かな人間性を培うことが望まれている。また、島根の未来を担う学生自身が島根創生計画に描く島根の地域や県民性を認識し、島根ならではの魅力を実感することにより、地域への愛着を醸成し、卒業後も島根県に関わり続けるといった、好循環を形成していくことを期待されている。

これらの点を考慮し、県立大学としての使命を再認識し、県立大学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ、島根県全域を学修のフィールドとして捉えながら、実効性を伴う中長期的な見通しをもって「大学改革」を進めていくことが重要となる。

その実現に向けて、第4期中期目標期間における基本的な目標や大学改革に関する重要項目を以下のとおり示す。

(基本目標)

「地域に貢献する人材を輩出する大学」

県内で不足する専門人材や地域産業のDXを推進していく人材、国際的な視野を併せ持ち、多角的な視点で地域をとらえることができるグローバル人材などの育成に取り組むとともに、主体的に問題を発見・整理・解決できる実践力を兼ね備えた人材を「島根創生を担う人材」として地域に輩出する。

(基本目標を達成するための重点的な取組)

(1) 入学者に占める県内出身者割合の向上

- ① 今後進んでいく少子化に対応しつつ、地域や高校生に県立大学の特徴や魅力を理解してもらうために、求める学生像や、明確で特色ある学修内容、育成する人材像を広く発信し、県内高校生の入学者確保に努める。
- ② 県内の中山間地域や離島、専門高校などからの入学者増や県内定着につながる入試制度改革を検討、実行する。
- ③ サテライトキャンパス等を拠点として高校生と大学生の交流を促進する。
- ④ 教員や看護師、保育士など県内で不足する専門人材の育成において県内高校との連携を一層深める。

(2) 学びを通じた地域貢献や資格・免許取得の促進

- ① 地域住民と交流しながら実践型教育や地域教育を充実させるとともに、高大連携の推進や自治体、企業等と連携した地域課題解決に取り組む。
- ② 国家試験合格や各種資格取得に向けて、支援体制を充実させる。また、オンラインやオンデマンドの仕組みを活用して、遠隔講義の拡大を図る。

(3) 県内就職率の向上

- ① 在学生へのきめ細やかなキャリア支援を実施し、高い就職率を実現する。
- ② 地域の担い手となる人材の県内定着のため、企業や行政等と連携して学生が地元企業を知る機会の創出や地元企業における長期実践型キャリア教育の拡充を図る。
- ③ 自身のキャリアの明確なビジョンを持ち、主体的に進路を選択する能力を育成するキャリア教育を実施する。

(大学改革に関する重要項目)

1 県民からの期待に応える存在意義の高い大学

県民本位・学生本位の大学として、島根における政策や戦略への関わりなど、「県民に信頼される大学」「県民に評価される大学」「県民に開かれた大学」の実現を目指す。

2 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学

地域の企業や自治体等と連携して、地域が抱える諸課題を解決するための研究や地域貢献活動を推進し、その成果を教育及び地域へ還元する。

3 理事長・学長のリーダーシップのもと機動的かつ戦略的な運営を行う大学

社会情勢の変化や時代の要請に応えた大学改革を進めるため、理事長（学長）の強いリーダーシップの下、機動的かつ戦略的な大学運営を行う。

II. 基本的な目標や大学改革に関する重点項目を達成するための取組

1. 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和7年4月1日～令和13年3月31日

(2) 教育研究上の基本組織

公立大学法人島根県立大学は、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置し、その教育研究上の基本組織は、次のとおり掲げる学部、研究科、別科、学科をもって構成する。

① 島根県立大学

ア 学部

国際関係学部

地域政策学部

看護栄養学部

人間文化学部

イ 研究科

北東アジア開発研究科

看護学研究科

ウ 別科

助産学専攻

② 島根県立大学短期大学部

ア 学科

保育学科

文化情報学科

2. 社会情勢の変化に的確に対応した大学づくり

公立大学法人島根県立大学は、情報化や産業のDX、SDGs等の社会情勢の変化に伴う地域からの要請、多様化する学生ニーズなどに柔軟に対応していく必要がある。

このような視点を意識しながら、地域貢献の先頭を走る大学として、特色ある大学、魅力ある大学づくりを推進する。

3. 大学の教育研究などの質の向上

国際的な視野を併せ持ち、多角的な視点で地域をとらえることができ、主体的に問題を発見・整理・解決する実践力を兼ね備えた「グローバル人材」の育成に向けて、質の高い教育を提供するとともに、地域が抱える諸課題を解決するための研究を実施し、研究成果を教育・地域へ還元する。

また、教育研究組織は、地域のニーズや時代の変化に柔軟に対応し、学部学科の改編や高度な教育研究、リカレント教育など大学院のあり方を検討する。

さらに、教員や看護師、保育士など県内で不足する専門人材の育成への取組を進める。

(1) 教育

① 人材育成・組織の方向性

ア 国際関係学部

世界に開かれた地域社会の実現と国際社会の平和的発展に寄与する教育研究を推進し、その成果を広く社会に還元する。

異なる文化やその背景を理解し合う多文化共生社会の実現や、企業の海外展開、インバウンド観光の推進など、フィールドワークを通して地域の国際化の

課題やニーズを発見し、対応できる人材を育成する。

イ 地域政策学部

地域政策に関する基礎的な教育研究及び実践的な教育研究を地域と連携しつつ進め、その成果を広く社会に還元する。

地域の自律的・持続的発展に寄与する教育研究を推進し、地域社会やその関連する領域において、DXも活用しつつ、地域の関係者とコミュニケーションをとりながら協力・協働し、企業や自治体、社会などの問題解決に貢献する人材を育成する。

ウ 看護栄養学部

高度な専門性を持ち、看護と栄養の連携、実践力を備えた自ら考え行動できる視野の広い専門職業人を育成する。

エ 人間文化学部

地域における保育・教育を担う人材や国際文化観光都市の地域性を活かし、文化の発見と継承、再生に取り組み、地域で活躍できる実践力を兼ね備えた人材を育成する。

オ 大学院博士前期課程、博士後期課程

高度な専門職業人、研究教育機関の中核を担う研究者などリーダー的人材を育成する。

[浜田キャンパス]

今後の学部の方向性に合わせて、学部からの進学、日本人学生及び社会人学生の確保など、継続して見直しをしていく。

[出雲キャンパス]

地域医療の中核的な役割を担う高水準の専門知識や研究分析能力を有する医療人材を育成する。

カ 短期大学部

保育や情報の実務教育に教養教育を結合させ、学生の意欲を高め、豊かな人

間性を育むことによって、課題探求力及び実践力を兼ね備えた人材を育成する。

② 教育内容の充実

ア 入学者の受入れ（再掲）

今後進んでいく少子化に対応しつつ、地域や高校生に県立大学の特徴や魅力を理解してもらうため、求める学生像や、明確で特色ある学修内容、育成する人材像を広く発信し、県内高校生の入学者確保に努める。

県内の中山間地域や離島、専門高校などからの入学者増や県内定着につながる入試制度改革を検討、実行する。

サテライトキャンパス等を拠点として高校生と大学生の交流を促進する。

また、教員や看護師、保育士など県内で不足する専門人材の育成において県内高校との連携を一層深める。

イ 教育課程の充実

(ア) グローカル人材の育成に向けて、国際及び地域の双方の視点から、教育の実施に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示し、この方針に沿って教育課程を編成する。

国際の視点では、国際的な語学力、コミュニケーション力を備え、世界的視野で諸課題を捉え、解決していく能力を育成する。

地域の視点では、現場に赴き、地域の諸課題を発見・解決していく能力を育成する。

(イ) 自身のキャリアの明確なビジョンを持ち、主体的に進路を選択する能力を育成するキャリア教育を実施する。（再掲）

(ウ) 社会人の学び直しなどのニーズの高まりに対応するため、リカレント教育を実施する。

ウ 成績評価など

到達目標を明示し、公正な基準による厳正な成績評価を実施するとともに、卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー）を明確にし、その質を保証することで、単位・学位の通用性を高める。

③ 教育の質を高めるための取組

ア 教育の質及び教育環境の向上

授業アンケート等を利用した学生ニーズなどを踏まえた教育内容の質の向上への取組（ファカルティ・ディベロップメント）、及び教職員研修など教職員の資質向上のための取組（スタッフ・ディベロップメント）を積極的に推進するとともに、自己点検・評価や認証評価機関による評価などの結果を適切にフィードバックし、教育の質の向上を図る。

イ 教育実施体制の整備

学習や研究に必要な施設・設備の整備や、キャンパス間での横断的かつ柔軟な教育プログラムや教員配置の推進など、効率的かつ効果的な教育体制を整備する。

また、ICTを活用したオンラインやオンデマンドの仕組みを活用し、より柔軟かつ効果的な教育を実施する。

④ 学生支援の充実

ア 学生生活

- (ア) 学生が安全に安心して充実した学生生活を送れるよう、心身の健康管理や相談対応など、学生支援体制を充実させ、きめ細やかな支援を行う。
- (イ) 各種奨学金制度や授業料減免制度により、学生の経済的負担の軽減を図る。なお、支援のあり方として、県内就職希望など将来的な地域への貢献の視点を考慮する。

イ キャリア・進学

- (ア) 在学生へのきめ細やかなキャリア支援を実施し、高い就職率を実現する。
(再掲)
- (イ) 国家試験合格や各種資格取得に向けて、支援体制を充実させる。また、オンラインやオンデマンドの仕組みを活用して、遠隔講義の拡大を図る。(再掲)
- (ウ) 学生主体で地域に貢献するボランティア活動などの取組を支援する。

- (エ) 大学院進学、短大部学生の4年制学部への編入学、海外留学など、進学に対する支援を行う。

(2) 研究

① 目指す研究及び研究成果の地域への還元

研究は、地域に貢献し大学教育に役立つという視点を持つとともに、その成果を教育や地域に確実に還元する。

県の実質負担を伴う研究については、地域の研究ニーズを的確に捉えるなど、特に地域貢献に主眼を置き、研究対象地域や分野の拡大や見直しを行う。

また、研究成果は、原則として全て公表し、学問的な意義についての専門的な評価や地域の評価を受けることとし、研究成果の評価なども踏まえながら、大学内の予算配分などを柔軟に見直す。

② 研究支援体制などの充実

地域に貢献し大学教育に役立つ研究や若手研究者を支援するため学内の競争的資金を整備する。

③ 外部競争的資金の導入

科研費等の競争的資金の獲得を促進するとともに地域課題解決に向けた企業・団体等との共同研究を積極的に導入する。また、研究活動の社会的信頼性を高める取組を推進する。

(3) 地域貢献

① 県内就職率の向上

地域の担い手となる人材の県内定着のため、企業や行政等と連携して学生が地元企業を知る機会の創出や地元企業における長期実践型キャリア教育の拡充を図る。(再掲)

② サテライトキャンパスなどを拠点とした地域貢献

地域住民と交流しながら実践型教育や地域教育を充実させるとともに、高大連携の推進や自治体、企業等と連携した地域課題解決に取り組む。(再掲)

③ 県民への学習機会などの提供

地域に開かれた大学として、県民の学習意欲に対応するため、学習機会の提供や施設の積極的な地域への開放を進める。

(4) グローバル化の推進

① グローバル化推進に係る体制の整備

学生の派遣と受入れの双方向交流のための留学制度や短期研修制度、教育カリキュラムの充実などにより、グローバル化を推進する。

② 海外の大学などとの交流

国際的な教育研究を実施するために、海外の大学及び研究機関との学術研究交流を推進する。

なお、学術研究交流は実績を踏まえ、絶えず見直すとともに、新たな関係の構築を図るなど、継続、発展させた取組を行う。

4. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立

(1) 業務運営の改善

① ガバナンス体制の整備

大学を取り巻く情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、「地域貢献・教育重視型大学」の実現に必要な大学改革を進めるため、理事長（学長）のリーダーシップの下で、トップダウンの戦略的な大学運営を行うガバナンス体制を整備する。

指揮命令系統の明確化などによる執行権限及び議決権を有する理事会による監督権限の両輪が機能する組織運営を行う。

ガバナンス体制は、常に機能性の検証を行いながら、必要な見直しを行う。

② 効率的・合理的な運営のための見直し

大学運営は、スクラップアンドビルドによる効率的・合理的な運営を基本とし、組織や人員配置等については、時代のニーズを踏まえながらPDCAサイクルによる定期的な見直しを行う。

中長期的な視点に立った教職員数の管理を徹底するとともに、公正な人事評価

や計画的な能力開発により、適切な人事管理を行う。

(2) 経営基盤の強化

常にコスト意識を持って運営に当たり、経営上の課題の把握に努め、改革・改善に向けた不断の努力を行うとともに、県が交付する運営費交付金を有効に使用し、自主的、自律的な運営を行う。

① 適正な財務運営の推進

安定的な大学運営を行うため、外部研究資金等自主財源の確保、運営経費の抑制に取り組み、中長期的な経営計画に基づいた適正な財務運営を行う。

② 監査体制の充実

大学運営の健全性を確保し、かつ、社会に対する説明責任を果たすため、内部チェック体制及び監査体制を充実させる。

5. 評価制度の充実及び情報公開の推進

(1) 自己点検・評価、外部評価の実施及び評価結果の活用

自己点検・評価、外部の法人評価委員会や認証評価機関の評価を実施分析し、組織や業務執行の改善・改革に取り組む。

(2) 情報公開の推進

社会に対する説明責任を果たすため、経営に関する情報や評価の結果明らかとなった課題などを積極的に開示する。また、情報の公開に当たっては、個人情報の保護に配慮するとともに、誰もが利用でき、使いやすい内容となるよう工夫する。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 広報広聴活動の積極的な展開など

大学の学びの特色や魅力が広く県民に理解され支持されるよう、戦略的な広報を行うとともに、業務改善のための広聴活動を積極的に行い、大学運営に反映させる。

(2) 施設設備の維持、整備などの適切な実施

既存の施設設備の適切な維持管理を行うとともに、長期的な展望に立って、施設の整備・改修の検討を行う。

(3) 安全・危機管理体制の確保

学生、教職員の安全と健康の確保及び災害発生等緊急時の適切なリスク管理のため、危機管理体制を確保する。

(4) 人権の尊重

人権尊重のための教育や啓発を積極的に行うとともに、さまざまなハラスメントを防止するための取組を推進する。また、教職員にとって、人権を尊重した働きやすい環境づくりを推進する。

公立大学法人島根県立大学中期目標（案）

公立大学法人島根県立大学中期目標案

（略）～その実現に向けて、第4期中期目標期間における基本的な目標や大学改革に関する重要項目を以下のとおり示す。

（基本目標）

「地域に貢献する人材を輩出する大学」

県内で不足する専門人材や地域産業のDXを推進していく人材、国際的な視野を併せ持ち、多角的な視点で地域をとらえることができるグローバル人材などの育成に取り組むとともに、主体的に問題を発見・整理・解決できる実践力を兼ね備えた人材を「島根創生を担う人材」として地域に輩出する。

（基本目標を達成するための重点的な取組）

（1） 入学者に占める県内出身者割合の向上

- ① 今後進んでいく少子化に対応しつつ、地域や高校生に県立大学の特徴や魅力を理解してもらうために、求める学生像や、明確で特色ある学修内容、育成する人材像を広く発信し、県内高校生の入学確保に努める。
- ② 県内の中山間地域や離島、専門高校などからの入学増や県内定着につながる入試制度改革を検討、実行する。
- ③ サテライトキャンパス等を拠点として高校生と大学生の交流を促進する。
- ④ 教員や看護師、保育士など県内で不足する専門人材の育成において県内高校との連携を一層深める。

（2） 学びを通じた地域貢献や資格・免許取得の促進

- ① 地域住民と交流しながら実践型教育や地域教育を充実させるとともに、高大連携の推進や自治体、企業等と連携した地域課題解決に取り組む。
- ② 国家試験合格や各種資格取得に向けて、支援体制を充実させる。また、オンラインやオンデマンドの仕組みを活用して、遠隔講義の拡大を図る。

（3） 県内就職率の向上

- ① 在学生へのきめ細やかなキャリア支援を実施し、高い就職率を実現する。
- ② 地域の担い手となる人材の県内定着のため、企業や行政等と連携して学生が地元企業を知る機会の創出や地元企業における長期実践型キャリア教育の拡充を図る。
- ③ 自身のキャリアの明確なビジョンを持ち、主体的に進路を選択する能力を育成するキャリア教育を実施する。

（大学改革に関する重要項目）

1 県民からの期待に応える存在意義の高い大学

県民本位・学生本位の大学として、島根における政策や戦略への関わりなど、「県民に信頼される大学」「県民に評価される大学」「県民に開かれた大学」の実現を目指す。

2 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学

地域の企業や自治体等と連携して、地域が抱える諸課題を解決するための研究や地域貢献活動を推進し、その成果を教育及び地域へ還元する。

3 理事長・学長のリーダーシップのもと機動的かつ戦略的な運営を行う大学

社会情勢の変化や時代の要請に応えた大学改革を進めるため、理事長（学長）の強いリーダーシップの下、機動的かつ戦略的な大学運営を行う。

公立大学法人島根県立大学中期目標（素案）

（略）～その実現に向けて、第4期中期目標期間における大学運営において、県立大学が取り組むべき4つの基本目標を以下のとおり示す。

（基本目標）

1 県民からの期待に応える存在意義の高い大学

県民本位・学生本位の大学として、県民等が求める教育・研究・地域貢献活動に全力で取り組み、また島根における政策や戦略への関わりなど、「県民に信頼される大学」「県民に評価される大学」「県民に開かれた大学」の実現を目指す。

2 地域に貢献する人材を輩出する大学

国際的な視野を併せ持ち、多角的な視点で地域をとらえることができる「グローバル人材」や地域産業のDXを推進していく人材育成に取り組むとともに、主体的に問題を発見・整理・解決できる「実践力」を兼ね備えた人材を島根創生を担う人材として地域に輩出する。

3 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学

地域の企業や自治体等と連携して、地域が抱える諸課題を解決するための研究および大学が保有する知的資源を活かした地域貢献を推進し、研究内容や成果を教育及び地域へ還元する。また、学生のニーズや受け止め方も踏まえながら、絶えず教育の質の向上を図る。

4 理事長・学長のリーダーシップのもと機動的かつ戦略的な運営を行う大学

社会情勢の変化や時代の要請に応えた大学改革を進めるため、理事長（学長）の強いリーダーシップの下、機動的かつ戦略的な大学運営を行う。

(公財) 島根県育英会・大阪学生会館について

1. 現状

令和6年3月総務委員会において、「建替えに備えた積立を中止し、収支不足に充当するとともに、入寮生確保の取組を強化」する旨報告

令和6年4月時点の入寮生が確定し、建替えに備えた積立を中止しても、なお令和6年度は収支不足となる見通し

(単位：千円)

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
収 支	▲32,048	▲26,650	▲8,600	▲12,616	▲8,866	▲2,064
建替積立金	8,113	8,149	7,961	7,925	8,043	—
積立をしなかった場合の収支	▲23,935	▲18,501	▲639	▲4,691	▲823	—

※ 令和6年度は見込み（収支不足は現預金により対応）

積立中止

2. 入寮生の状況（収容定員：70名）

(1) 令和6年度の新規入寮生数 12名

応募が23名あったものの、進路変更や不合格者、また、入寮決定後に学校の近くで一人暮らしをしたいなどの理由で辞退する者が例年より多く、前年度の新規入寮生数を下回る状況

(単位：人)

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
4月時点の入寮生数	32	29	34	42	49	42
新規入寮生数	10	6	12	17	17	12
4月時点の充足率(%)	45.7	41.4	48.6	60.0	70.0	60.0

(2) 令和5年度中の中途退寮生数 10名

一人暮らしをしたい、部活動と寮生活との両立ができないなどの理由で、修業年限未満での退寮生が例年に比べて増加

(単位：人)

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
中途退寮生数	5	3	4	2	10

3. 育英会の今後の対応

(1) 寮費の引下げ

近郊のアパート・学生寮と比較すると、寮費は、風呂・トイレ等が共同でありながら、あまり価格差がない。今後、設備を改善することもできないため、寮費を引き下げることによって優位性を確保して新規入寮生の確保（施設の有効活用）に取り組む

⇒ 令和7年度から、入寮生（新規・継続）の寮費（月額）を1万円引き下げ、新規入寮生の確保と中途退寮を抑制

（現行66,000円（朝夕2食付）→変更後56,000円（朝夕2食付））

※住居費相当部分41,000円→31,000円

(2) その他

- ・ 利用者ニーズを踏まえた管理・運営体制の見直し
- ・ 県総務部、県教育委員会と連携しながら、新規入寮生確保に向けた広報・周知の取組を継続

〔参考〕近郊のアパート・学生寮の状況（個室・食事なし）

	大阪 学生会館	アパート A	アパート B	アパート C	大学学生寮 A	大学学生寮 B
所在地	大阪府 吹田市	大阪府 吹田市	大阪府 吹田市	大阪府 茨木市	大阪府 吹田市	大阪府 箕面市
最寄駅 までの 距離 (徒歩 時間)	1.2km (19分)	0.1km (1分)	0.65km (8分)	1.0km (15分)	0.45km (6分)	0.4km (5分)
築年	H15.3	H17	H13	H27	R2	R3
定員	70	9	14	83	96	320
住居費 相当額 (家賃)	41,000 (値下げ後 31,000)	38,000	45,000	59,500	56,000	40,000
居室	洋室 6 畳	洋室 5.3 畳	洋室 7 畳	洋室 8 畳	洋室 5.4 畳	洋室 5 畳
共同 設備	食堂、 風呂、 トイレ	—	—	—	—	—
その他	—	風呂 トイレ 分離型	風呂 トイレ 分離型	風呂 トイレ 分離型	風呂 トイレ 分離型	風呂 トイレ 分離型

※ アパートの家賃は、当該アパートの中で最安のものを掲載

島根県附属機関の設置状況等について

島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成15年島根県条例第42号）第7条の規定に基づき、令和6年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告する。

記

1. 附属機関の設置状況（条例第1条）

	設置機関数
令和5年4月1日現在	75
令和6年4月1日現在	75
比較	0

2. 構成員中の女性の割合（条例第3条）

	4割以上	4割未満	委員不在	計
令和5年4月1日現在	60	3	12	75
令和6年4月1日現在	61	3	11	75
比較	1	0	△1	0

3. 公募状況、併任状況（条例第4条、第5条）

	公募状況		5以上の委員 兼務（人）
	機関数	委員数	
令和5年4月1日現在	12	5	8
令和6年4月1日現在	10	6	9
比較	△2	1	1

条例に基づく附属機関における男女の均等な登用の実施状況

R6. 4. 1現在

	審議会等の名称	担当課	委員 実数	女性数	女性の 参画率	備考
1	島根県総合開発審議会	政策企画監室	23	12	52.2%	
2	島根県男女共同参画審議会	女性活躍推進課	15	8	53.3%	
3	島根県私立学校審議会	総務課	10	5	50.0%	
4	島根県情報公開・個人情報保護審査会		6	4	66.7%	
5	島根県公立大学法人評価委員会		5	2	40.0%	
6	島根県公益認定等審議会		6	3	50.0%	
7	島根県行政不服審査会		4	2	50.0%	
8	島根県特別職報酬等審議会		10	4	40.0%	
9	島根県公務災害補償等認定委員会		人事課	5	3	60.0%
10	島根県公務災害補償等審査会		4	2	50.0%	
11	島根県固定資産評価審議会	税務課	8	4	50.0%	
12	島根県救急搬送・病院受入連絡調整協議会	消防総務課	0	-	-	
13	島根県防災会議	防災危機管理課	71	30	42.3%	
14	島根県国民保護協議会		75	30	40.0%	
15	島根県原子力発電調査委員会	原子力安全対策課	0	-	-	
16	自治紛争処理委員	市町村課	0	-	-	
17	島根県交通安全対策会議	交通対策課	27	11	40.7%	
18	島根県消費生活審議会	環境生活総務課	17	9	52.9%	
19	島根県立美術館協議会	文化国際課	13	6	46.2%	
20	島根県芸術文化センター協議会		11	5	45.5%	
21	島根県スポーツ推進審議会		スポーツ振興課	14	7	50.0%
22	島根県自然環境保全審議会	自然環境課	31	17	54.8%	
23	島根県環境審議会	環境政策課	18	8	44.4%	
24	島根県環境影響評価技術審査会		14	7	50.0%	
25	公害紛争あっせん委員、公害紛争調停委員会 及び公害紛争仲裁委員会		14	7	50.0%	
26	島根県社会福祉審議会	地域福祉課	23	10	43.5%	
27	島根県医療審議会	医療政策課	30	12	40.0%	
28	島根県准看護師試験委員		8	4	50.0%	
29	島根県地域医療支援会議		31	2	6.5%	女性参画要綱第3条(2)該当
30	島根県国民健康保険審査会	健康推進課	9	4	44.4%	
31	島根県後期高齢者医療審査会		9	4	44.4%	
32	島根県国民健康保険運営協議会		13	6	46.2%	
33	島根県指定難病等審査会		9	4	44.4%	
34	島根県介護保険審査会	高齢者福祉課	21	9	42.9%	
35	島根県子ども・子育て支援推進会議	子ども・子育て支援課	17	9	52.9%	
36	島根県障がい者施策審議会	障がい福祉課	14	8	57.1%	
37	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会		9	4	44.4%	
38	島根県精神保健福祉審議会		9	4	44.4%	
39	島根県精神医療審査会		37	16	43.2%	
40	島根県障害者介護給付費等不服審査会		10	4	40.0%	
41	島根県麻薬中毒審査会	薬事衛生課	0	-	-	
42	島根県生活衛生適正化審議会		6	3	50.0%	
43	島根県公害健康被害認定審査会		10	1	10.0%	女性参画要綱第3条(2)該当
44	島根県感染症診査協議会		40	11	27.5%	女性参画要綱第3条(2)該当
45	島根県農政審議会	農林水産総務課	0	-	-	
46	島根県森林審議会	林業課	12	6	50.0%	
47	島根県水産振興審議会	沿岸漁業振興課	0	-	-	
48	島根県蜜蜂転飼調整審議会	畜産課	12	6	50.0%	
49	漁港管理会(浜田漁港管理会)	水産課	9	4	44.4%	
50	島根県観光審議会	観光振興課	0	-	-	

	審議会等の名称	担当課	委員 実数	女性数	女性の 参画率	備考
51	島根県中小企業調停審議会	中小企業課	0	-	-	
52	島根県雇用対策審議会	雇用政策課	13	6	46.2%	
53	島根県建設工事紛争審査会	土木総務課	10	4	40.0%	
54	島根県事業認定審議会	用地対策課	7	4	57.1%	
55	島根県土地利用審査会		7	4	57.1%	
56	島根県国土利用計画審議会		15	7	46.7%	
57	島根県水防協議会	河川課	25	11	44.0%	
58	島根県地方港湾審議会	港湾空港課	22	9	40.9%	
59	島根県開発審査会	都市計画課	7	4	57.1%	
60	島根県景観審議会		12	6	50.0%	
61	島根県都市計画審議会		19	9	47.4%	
62	島根県建築審査会	建築住宅課	5	2	40.0%	
63	島根県建築士審査会		5	2	40.0%	
64	島根県総合教育審議会	教育庁総務課	10	5	50.0%	
65	島根県産業教育審議会	教育指導課	0	-	-	
66	島根県教育課程審議会		0	-	-	
67	教科用図書選定審議会		20	9	45.0%	
68	島根県生徒指導審議会		10	5	50.0%	
69	島根県社会教育委員	社会教育課	12	6	50.0%	
70	島根県生涯学習審議会		0	-	-	
71	島根県立図書館協議会		10	5	50.0%	
72	島根県文化財保護審議会	文化財課	16	8	50.0%	
73	島根県立古代出雲歴史博物館協議会		14	8	57.1%	
74	警察署協議会	県警本部警務部総務課	90	46	51.1%	
75	島根県留置施設視察委員会		4	2	50.0%	

委員実数	女性数	女性の 参画率
991	465	46.9%

※島根県附属機関等の設置及び構成員の選任に関する条例第3条の適用除外機関を除く

島根県産業廃棄物減量税のあり方に係る島根県環境審議会答申について

【今後の予定】

(令和6年6月13日	環境審議会答申)
令和6年9月以降	県議会に条例案提出
令和7年4月	新条例施行



島根県産業廃棄物減量税のあり方に係る島根県環境審議会答申について

1. 制度の概要、経過

- ・産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量に係る経済的な動機付けと併せて、税収の活用による廃棄物の再資源化や適正処理を進め、環境への負荷の低減を図るため、平成17年4月から導入（別紙2参照）
- ・第4期課税期間が令和6年度で終了することから、令和6年2月6日、島根県環境審議会に諮問
- ・事業者の意見聴取を含め3回の審議を経て、令和6年6月13日に知事へ答申

2. 答申のポイント（別紙1参照）

結論：現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当

- （1）税率及び適用期間については、現行制度（1,000円/トン、5年間）の維持が適当である。
- （2）一部の事業者から要望のあった自社処分場に対する税の軽減措置は、発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当ではない。
- （3）公共関与最終処分場の確保は、税収を計画的に積み立てて、財政支援を行うことが必要である。

3. 今後の予定

令和6年9月以降に議会に条例案提出し、令和7年4月から新条例施行を予定

島根県産業廃棄物減量税のあり方について（答申の要旨）

I. 結 論 「現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当」

II. 各 論

1. 税制度の継続について

税制度継続の適否について検討したところ、一部の企業に税の負担感はあるものの、再資源化の取組は着実に進められており、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを促す上で効果があったものと考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を一層進めていく必要がある。

なお、目的税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等と定期的に意見交換や情報提供を行う機会を設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

(1) 税導入の効果等

- ・変動要素の大きい大手事業者を除いた最終処分量は税導入後、新たに民間の最終処分場がリニューアルオープンした時期に一旦増加したものの、減少傾向にあり、税の効果が働いたものと考えられる。
- ・最終処分量は島根県環境総合計画に定める令和7年度目標値（306千トン）を達成したものの、今後も達成していくためには、引き続き排出量の削減に関する取組を推進し、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。
- ・廃棄物の県境を越えての移動量に対しても、抑制効果があったものと考えられる。

(2) 産業廃棄物排出事業者等の意見

- ・多量排出事業者へのアンケート調査では、税制度導入から20年経ち、制度の主旨、目的に対する理解が着実に進んでいると考えられる。
- ・検討部会での事業者との意見交換では、一部企業から自社処分場に係る税の軽減を求める意見があった。また税の使途として再資源化等に資する施設整備に対する補助制度の要件の拡充、リサイクル製品の販路開拓への支援及び公共工事等における積極的な利用促進並びに利用方法やメリットを周知する幅広い広報活動、県民の環境教育の推進、公共関与管理型最終処分場の確保を求める意見が出された。

2. 制度運用に係る課題について

(1) 自社処分場への課税

- ・自社処分場を持つ事業者から、石炭灰による公有水面埋立について、資源の有効利用の位置づけから、税の軽減を求める要望が出された。
- ・環境へ負荷を与える点では、自社処分、委託処分の形態によって差異はないとする、税導入時の基本的な考え方は尊重すべきである。また公有水面に埋め立てることについても同様である。
- ・よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るといふ税制度の目的に照らせば、自社処分について税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当ではないと考える。

- ・なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑み、税金の使途の面で減量化や再資源化等につながる充当事業の検討などの配慮を行うことが望まれる。

(2) 税率の設定及び適用期間

- ・全国的にトン当たり1,000円とする税率が定着しており、現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、現行税率の維持が適当である。
- ・税の抑制効果の動向、社会経済情勢の変化を勘案し、制度の見直しの機会を確保することも含めて、5年間の時限措置が適当である。

3. 税金の使途について

これまで事業者等との定期的な意見交換を行いながら、「再資源化等の支援」、「環境教育の推進」及び「適正処理の推進」に関する各種施策を展開し、一定の効果、実績を上げている。環境への負荷の更なる低減に向け、今後も、一層効果の上がる施策を展開していく必要がある。

(1) 事業者の再資源化等への支援

- ・再資源化等に係る事業者支援への期待は極めて大きく、引き続き、事業内容の周知や、事業者からのニーズ把握に努め、事業者が活用しやすい事業内容を検討し、推進していく必要がある。
- ・リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えばリサイクル製品の公共工事での優先調達、優良認証制度の普及などの検討が必要である。
- ・原材料や製造工程での工夫など、廃棄物の発生抑制の視点からのアプローチも必要である。
- ・取組の成果や効果の情報を集約・整理し、事業者へ提供していくことも必要である。

(2) 不法投棄防止等の適正処理の推進

- ・事業者による産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処分の取組を、一層推進していく必要がある。
- ・産業廃棄物処理施設に対する監視の強化やデータの公開も必要である。
- ・不法投棄については、業界団体や住民団体等との連携による幅広い対策の検討が必要である。

(3) 最終処分場の確保

- ・民間による管理型最終処分場の新規設置が進まない状況にあることから、第3期分までの税金を活用して、公共関与最終処分場の整備工事に対して財政支援を行い、適正処理の促進という観点から大きな役割を果たした。
- ・公共関与最終処分場の確保は、課税根拠にある、「産業廃棄物の適正な処理の促進」に向けた重要な施策であり、税金を計画的に積み立てて財政支援を行うことが必要である。

(4) 3Rの普及と環境教育の推進

- ・廃棄物の排出者として個々の県民の3Rの普及についても推進していくことが必要である。

4. 税制度の周知・啓発について

税制度や税を活用した施策の実施状況、充当事業の内容等について、納税義務者である排出事業者や産業廃棄物処理事業者の理解がより深まり積極的に税充当事業を活用してもらえよう、また、県民、NPO等、中小企業も含めた事業者、行政が一体となった3Rの普及推進により自然環境への負荷の削減に向けて、県の広報媒体も活用しながら積極的に周知・啓発を行い、制度の定着を図っていくことが必要である。

現行制度と税収規模等

目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。							
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者							
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり 1,000円							
徴収方法								
税収規模	(単位：百万円)							
	期間・年度	第1期計 (H17～21)	第2期計 (H22～26)	第3期計 (H27～R元)	R2	R3	R4	合計
	委託業者	509	770	886	130	157	122	2,573
	自社処分	886	1,168	403	32	53	151	2,693
	計	1,395	1,938	1,289	161	210	273	5,266
	(注1) 税率 H17 333円/t H18 666円/t H19～1,000円/t (注2) 百万円未満四捨五入により合計は必ずしも合致しない場合があります。							
税収の管理	産業廃棄物減量促進基金に積立て、再資源化等の支援、適正処理の推進、環境教育の推進などに支出する。							
実施期間	第1期 平成17年4月1日～平成22年3月31日 (5年間) 第2期 平成22年4月1日～平成27年3月31日 (5年間) 第3期 平成27年4月1日～令和2年3月31日 (5年間) 第4期 令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)							

第3次島根県県有財産利活用推進計画について

1. 計画の概要

「島根県県有財産利活用方針(平成26年4月策定)」に記載した具体的な取り組みを着実に進めるため、達成すべき目標、各取り組みの手順等を明らかにするもの
計画期間(令和5年度から令和9年度の5カ年)

2. 評価指標の達成状況

評価指標の令和5年度末の達成状況は下表のとおり。

評価指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成状況 (令和5年度末)
(1) 県有財産の有効活用				
①	施設保有コストの推計施設数 ^{※1}	—	158 施設	35 施設
②	LED照明器具への更新灯数	—	10,000 灯	5,378 灯
(2) 施設の長寿命化				
③	洋式トイレに改修する便器の数 ^{※2}	—	450 箇所	103 箇所
④	ブロック塀の撤去・改修箇所数 ^{※3}	—	101 箇所	4 箇所
(3) 保有財産の適正化				
⑤	県が保有する建築物の延べ面積	増加させないこと		現計 1,768,837㎡
		1,772,736㎡	1,772,736㎡以下	基準との差 ▲3,899㎡
⑥	未利用財産の売り払い金額	5年間の売り払い金額の合計	10 億円	1.2 億円

※1 施設ごとに新築から解体撤去するまでに必要となるコストを算定し、施設を保有するために必要な経費を把握

※2 各施設毎の総大便器数に占める洋式トイレの割合を75%以上とするために改修する便器の数

※3 地震によるブロック塀の倒壊防止のため、ブロック塀を撤去または改修する箇所数